

令和6年度		業務委託設計書		鳴門市企業局水道事業課							
路線名											
業務委託場所		鳴門市大麻町外									
業務委託名		大谷水系外漏水調査業務									
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>消費税及び 地方消費税相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>業務委託費</td> <td></td> </tr> </table>								消費税及び 地方消費税相当額		業務委託費	
消費税及び 地方消費税相当額											
業務委託費											
業務内訳		業務延長 L=238.0km 路面音聴調査 L=238.0km 戸別音聴調査 N=13,500 戸		主任監督員 現場監督員		副課長 伊庭 英樹 係長 志宇知 誠					

内 訳 書

第 1 号

CODE	名 称	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接業務費						
	作業計画費	作業計画作成	km	238.0			一位代価表 No. 1 参照
	現場調査費	現場下見調査	km	238.0			一位代価表 No. 2 参照
		水圧測定	基	15.0			一位代価表 No. 3 参照
		戸別音聴調査	戸	13,500.0			一位代価表 No. 4 参照
		弁栓音聴調査	km	238.0			一位代価表 No. 5 参照
		路面音聴調査	km	238.0			夜間作業 一位代価表 No. 6 参照
		漏水確認調査	km	226.1			一位代価表 No. 7 参照
	報告書作成費	報告書作成	km	238.0			一位代価表 No. 8 参照
	直接業務費計						
	直接経費	安全費	式	1.0			
	業務原価						
	諸経費		式	1.0			
	業務価格						
	改め						

一 位 代 価 表

No. 7

漏 水 確 認 調 査 1km当り				積算資料			
CODE	名 称	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
103	調 査 助 手			人			
113	相関式漏水探知装置損料			日			
109	発 電 機 損 料	1kVA		日			
110	ハンマードリル 損料	1.1kw		日			
114	ライトバン 損料	1500cc		日			
115	ライトバン 損料	1500cc		h			
104	ガ ソ リ ン			L			
	諸 雑 費		1.0	式			
	計						
	1km当り						

調査区域内訳(送配水管のうち耐震型継手を除く)

調査区域	路面音聴調査距離(km)	確認調査距離(km)	戸別音聴調査戸数(戸)	備考
妙見水系	53.0	52.7	4,500	
中山水系	59.6	55.8	3,000	
平草水系	39.4	36.5	3,000	
大谷水系	78.6	74.1	3,000	
送水管(浄水場～木津)	7.4	7.0	0	
計	238.0	226.1	13,500	

いずれの水系についても送水管を含めた調査とします。

$$\text{給水密度} = 13,500 / 238.0 \div 56.72 (\text{戸} / \text{km})$$

水 圧 調 査 個 所 一 覧 表

No.	1/2500 管理図面	弁栓番号	設 置 箇 所 (目 標)	備 考
1	51-1		大津町矢倉字西の越2-20	中央水系 (管末)
2	49-1		大麻町川崎字中筋710 宮崎椅子製作所前	大谷水系 (管末)
3	49-1		大麻町川崎字堀の内394 旧川崎小学校前	平草水系 (管末)
4	46-1		里浦町里浦字恵比寿 諏訪神社東	妙見山水系 (管末)
5	15-2		北灘町大須字長浜31-1 長浜バス停裏	中山水系 (管末)
6	36-1		大津町大代930-1	大谷水系
7	44-1		大津町段関字大通18	大谷水系
8	40-2		大麻町桧字谷口6-1	平草水系
9	27-2		大麻町板東字広塚43 草の実学園前	平草水系 (平草高区)
10	40-2		大麻町桧字西谷山9-25	平草水系 (桧)
11	4-1		瀬戸町北泊字北泊205-6	中山水系
12	4-1		瀬戸町北泊字北泊530 JA北泊支所前	中山水系 (北泊)
13	9-2		北灘町栗田字東傍示256-1	中山水系 (葛城)
14	7-2		北灘町折野字東地198-2	中山水系 (栗田)
15	31-2		撫養町弁財天字派名32-12 岡崎渡船場前	妙見山水系
16				
17				
18				

※測定前に消防署との協議をしてください。